

淀川区 学校選択制 よくあるお問い合わせ



希望調査票について

	Q. 質問	A. 回答
1	住所地の学校を希望する場合、希望調査票の提出は必要ですか。	希望調査票は、すべての方に提出をお願いしております。希望調査票には、「1 通学区域の学校への就学を希望する。」に○をつけ提出してください。
2	希望調査票を出さなかった場合はどうなりますか。	住所地により定められた通学区域校(12ページ参照)に就学することになります。ただし、希望調査票はすべての方に提出をお願いしております。
3	第2希望まで記入する必要がありますか。	第2希望校がない、または選択しない場合は記載の必要はありません。通学区域以外の第1希望校での抽選に漏れた場合は自動的に第1希望校の補欠登録となります。(7ページ「※希望した学校の抽選に当選しなかった場合」参照)

希望校の変更、公開抽選について

4	希望校の変更はできますか。	希望調査票の提出後、希望変更受付期間(11/15(金)～11/21(木))内で変更できますが、それ以降の変更はできません。(4～6ページ参照)
5	就学通知書が届いた後に通学区域の学校へ変更できますか。	変更できません。就学通知書により指定校が決定した後は、特段の理由がない場合は、就学通知書に記載された学校へ入学していただきます。
6	公開抽選の結果は、どのように知らされますか。	抽選結果を区のホームページ【抽選の実施に関するお知らせ】に抽選番号で発表します。(6ページ参照)

制度について

7	原則徒歩とありますが、公共交通機関を利用した通学は認められますか。	学校が安全確保のため公共交通機関の利用が必要だと判断した場合は、例外的に認めることがあります。保護者の方が希望する学校へ個別相談をしてください。その場合の交通費は保護者負担となります。(2ページ参照)
8	隣接校を選択した場合、通学の安全確保についてはどうなりますか。	原則徒歩であることをふまえ、保護者の責任において、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、希望校の選択をお願いします。
9	双子で隣接校を希望しているが、一緒に入学は可能ですか。	希望調査票の「◆確認事項」に当該希望についての項目を設けていますのでご記入のうえ提出してください。抽選において1組として扱うことができます。
10	兄や姉が隣接校に通学しているのですが、同じ学校に入学は可能ですか。	兄や姉が学校選択で隣接校に入学し、引き続き通学している場合、その兄や姉と同じ学校を選択制で希望すれば、抽選において優先的に入学できます。
11	隣接小学校に通学しているのですが、その小学校の通学区域の中学校に入学は可能ですか。	学校選択制で選んだ小学校の進学中学校が、本来のお住まいの校区の中学校と異なる場合、学校選択制で選んだ小学校の進学中学校を選択すれば、抽選において優先的に入学できます。

転居に伴う手続きについて

	Q. 質問	A. 回答
12	入学前に引っ越しを予定していますが、学校選択はどうなりますか。	隣接校を選択する場合、引っ越しする時期や引っ越し先により取り扱いが異なりますので、淀川区役所 窓口サービス課(住民登録)1階12番窓口(TEL:6308-9992)にご相談ください。
13	変更受付期間終了後の区外からの転入者も学校選択できますか。	変更受付期間終了後(11/21(木)以降)の転入者は、選択範囲の学校のうち、12月の抽選後に受入に余裕のある学校から選択可能です。

国立・私立の学校を希望する場合について

14	国立・私立の学校を受験しますが、希望調査票の提出は必要ですか。	必ず提出してください。国立・私立小中学校への進学を希望する方も、市立(淀川区内及び小中一貫校)の学校に就学することとなった場合に希望する学校名を記入して希望調査票を提出してください。
15	国立・私立の学校に合格し入学が決定した場合に手続は必要ですか。	届出が必要です。国立・私立小中学校から発行される「入学許可証」を持参し、区役所に「指定学校外就学届」を提出してください。(7ページ参照) また、区役所から就学通知書が届いた場合は合わせてご持参ください。
16	現在、国立・私立小学校へ通っており、引き続き国立・私立中学校へ進学を予定している場合の手続を教えてください。	希望調査票は、必ず提出してください。市立(淀川区内及び小中一貫校)の学校に就学することとなった場合の希望する学校名を記入して希望調査票を提出してください。国立・私立中学校への進学が決定しましたら、「入学許可証」を持参し、区役所に「指定学校外就学届」を提出してください。(7ページ参照) また、区役所から就学通知書が届いた場合は合わせてご持参ください。

特別支援学級、特別支援学校、小中一貫校への進学について

17	通学区域校の特別支援学級へ進学希望の場合の手続を教えてください。	通学区域の学校に早めにご相談ください。(くわしくは10,11ページをご覧ください。)希望調査票には、「◆学校選択制希望」の「1」と、「◆確認事項」の該当項目に○をつけてください。
18	隣接校の特別支援学級へ選択希望の場合の手続を教えてください。	まずはお住まいの通学区域校にご相談のうえ、希望される学校にも早めにご相談ください。(くわしくは10,11ページをご覧ください。)希望調査票には、「◆学校選択制希望」の「2」に○をつけ、希望学校名をご記入のうえ、「◆確認事項」の該当項目に○をつけてください。希望する学校の受入可能人数によっては抽選になることがあります。
19	特別支援学校へ進学希望の場合の手続を教えてください。	まずはお住まいの通学区域校に早めにご相談ください。(くわしくは10,11ページをご覧ください。)希望調査票には、「◆学校選択制希望」の該当項目に○をつけ、「◆確認事項」の3つ目の項目の「1 現在、支援学校への就学を相談中(相談予定)である」に○をつけてください。
20	施設一体型小中一貫校へ進学希望の場合の手続を教えてください。	希望調査票の第1希望校に学校名を記入し、淀川区役所あてに提出してください。小中一貫校に決定した場合は、当該校がある区役所より就学通知が届きます。

